

平成7年9月30日 制定 平成12年10月14日一部追加
平成8年10月12日一部改正 平成18年10月28日一部改正

日本音楽教育学会選挙管理委員会規定

第1条 本会会則第10条1項、3項および細則第24条にもとづき、選挙管理委員会をおく。

第2条 この委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 会長選挙の管理・運営
- (2) 理事選挙の管理・運営

第3条 会長選挙の管理および運営に当たり、次の事項を扱う。

- (1) 選挙資格者、被選挙資格者名簿の確定
- (2) 会長選挙の公示
- (3) 投票用紙などの様式、実施要領、記載事項等の確認と配布
- (4) 開票作業と有効票の決定
- (5) 当選者に対する当選通知
- (6) 確定得票数の理事会への通知（一週間以内）
- (7) 選挙結果の会員への報告（投票総数、投票率、当選者および次点者の氏名と得票数）

第4条 理事選挙の管理および運営に当たり、次の事項を扱う。

- (1) 選挙資格者、被選挙資格者名簿の確定
- (2) 各地区の理事定数の確定（細則第20条参照）
- (3) 投票用紙などの様式、実施要領、記載事項等の確認と配布
- (4) 開票作業と有効票の決定
- (5) 当選者に対する当選通知
- (6) 確定得票数の理事会への通知（一週間以内）
- (7) 選挙結果の会員への報告（地区ごとの投票総数、投票率、当選者および次点者の氏名）

第5条 選挙管理委員会への委任として、この規定に定めるもののほか、会長・理事選挙実施と当選者確定に必要な事項は、選挙管理委員会が決定する。

第6条 この委員会は、現理事を除く会員の中から会長委嘱による5名の委員によって構成する。ただし、選挙管理委員が役員に就任した場合は、直ちに委員を辞するものとする。なお、欠員者については、役員でない者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 委員会に委員長および副委員長各1名を置き、委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

第9条 委員会は、選挙前に全委員による会議を開き、選挙に関する事務その他について協議決定する。

第10条 選挙実施要領は別に定める。

附 則

この規定は、平成18年10月28日から施行する。

平成7年9月30日 制 定 平成12年10月14日一部追加
平成8年10月12日一部追加 平成18年10月28日 改 訂

日本音楽教育学会会長・理事選挙実施要領

I 会長選挙

- 1 選挙資格者・被選挙資格者名簿の確定は、改選前年度の5月末日に行う。（細則第15・16条参考）
- 2 選挙資格者に対する投票用紙などの配布は、郵送による。
- 3 投票は郵送とし、事故防止のため二重封筒とする。「日本音楽教育学会会長選挙投票用紙」に、各位が会長候補者氏名を記入の上、まず同封の「投票用封筒」に封入し、さらに「日本音楽教育学会会長選挙投票用紙在中」封筒に封入した後、返送する。
- 4 投票用紙・投票用封筒・返送用封筒は、本会所定のものとする。
- 5 第2項の郵送に際して、委員会は投票用紙などの他、次のa) b) c) 等を記載した「日本音楽教育学会会長選挙公報」を同封しなければならない。
 - a) 被選挙資格者名簿（五十音順）
 - b) 投票期限
 - c) その他投票上の注意事項
- 6 (1)会長選挙は単記無記名投票により行う。その際、被選挙資格者以外への投票は無効とする。
(2)得票順1位の獲得者を当選者とする。
(3)得票同数の時は、当該者間の抽選により決定する。
(4)当選者は、原則として会長を辞任することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、理事会へその理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
(5)辞退者が生じた場合、次点者を繰り上げて当選者を確定する。

II 理事選挙

- 1 選挙資格者・被選挙資格者名簿の確定は、改選前年度の5月末日に行う。（細則第15条・第17条）
- 2 選挙資格者に対する投票用紙などの配布は、郵送による。
- 3 投票は郵送とし、事故防止のため二重封筒とする。「日本音楽教育学会理事選挙投票用紙」に、各位が選出したい会員の会員番号と氏名を記入の上、まず封筒の「投票用封筒」に封入し、さらに「日本音楽教育学会理事選挙投票用紙在中」封筒に封入した後、返送する。
- 4 投票用紙および投票用封筒・返送用封筒は、本会所定のものとする。
- 5 第2項の郵送に際して、委員会は投票用紙などの他、次のa) b) c) d) 等を記載した「日本音楽教育学会役員（地区選挙理事）選挙公報」を同封しなければならない。
 - a) 地区別会員数および理事定数。
 - b) 被選挙資格者名簿
 - c) 投票期限
 - d) その他投票上の注意事項
- 6 理事選考の手続き
 - (1)理事選挙は、正会員による無記名投票とする。その際投票用紙の記名人数に満たない投票も有効とする。

- (2)当選者の決定は、得票順とする。
- (3)同点者が生じた場合は、選挙管理委員会において抽選により決定する。
- (4)理事当選者に会長当選者が含まれている場合は、会長当選者の所属地区の次点者を理事当選者とする。
- (5)当選者は、原則として理事を辞退することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、会長への理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
- (6)辞退者が生じた場合は、次点者を繰り上げて当選者を確定する。

附 則

この要領は、平成18年10月28日より施行する。